

伊那中央病院事業資金管理方針

I 総則

1 方針策定の目的

伊那中央病院事業における資金の調達と運用に係る原則及び管理方法等を定めることにより、資金の安全性と流動性を確保した上で、効率的な資金管理の実現を図ることを目的とする。

2 法令等との関係

地方自治法、地方財政法及び地方公営企業法に定めるものを除くほか、本方針の定めるところによる。

3 資金管理の原則

(1) 資金管理の基本原則

資金の管理にあたっては、優先度の高い順に、安全性の確保、流動性の確保、効率性の追及に努めることを基本原則とする。

①安全性の確保

元本の安全性の確保を最優先とする。資金の保管・運用は、安全性の高い金融商品によるとともに、預金については金融機関の経営の健全性に留意する。

②流動性の確保

資金計画の立案と更新を適切に行うことにより、支払いに支障をきたさないよう必要な資金を確保する。また、想定外の資金需要に対応できるよう、運用商品の構成に配慮して、流動性を常に確保する。

③効率性の追求

安全性及び流動性を確保した上で、運用益の最大化を図る。また、資金を効率的に調達することにより、支払利息を抑制する。

(2) ペイオフ対策

資金の運用及び調達の状況は、経営企画課経理係において一元的に把握する。預金預入金融機関の破綻時には、相殺すべき預金と借入金を特定し、当該金融機関の精算人に申し入れるとともに、繰上償還を行うための予算措置を行う。

①利子付き預金の相殺可能枠

ペイオフにおける預金の保護限度額は、全額が預金保険機構等による保護対象となる決済性預金を除き、金融機関ごとに起債残高と1,000万円の合算額が限度額（以下相殺可能枠という。）となる。相殺可能枠を超過した資金は、決済性預金又は債権で運用することを基本とする。なお、譲渡性預金は預金保険等の保護対象外であるが、起債残高との相殺が可能である。

②経営状況の監視

預金預入金融機関については、毎年度末に安全性判断指標として、格付、不良債権比率、自己資本比率、株価、業務純益、貸出金利回り、預貸金利鞘、貸出金及び預金量の報告を求め、決算審査において監査委員あて報告する。健全性に疑いがある金融機関については、新規預け入れ停止などの制限を行う。

4 資金管理体制

(1) 実施体制

資金を運用又は調達する場合、企業出納員（事務部長）、経営企画課長及び経理係長（以下資金管理従事者という。）で本方針との整合性を確認の上執行する。

(2) 資金管理従事者の責任

運用資金は公の財産であり、調達資金は構成市町村住民の負債となることを強く認識し、法令及び本方針に定める諸要件を順守しなければならない。

(3) 人材の育成

金融機関の健全性の判断や金融商品の情報収集及び分析・比較など、職員の金融リテラシーの向上を図るため、継続的に各種研修会等へ参加させるなど、人材の育成に努める。

II 資金運用及び資金調達の考え方

1 短期資金（期間1年以内）

(1) 資金の調達

構成市町村からの一時借入、又は構成市町村内に本支店を有する金融機関からの一時借入、又は保有国債等の売り現先取引(※)により調達する。調達先は、見積り合わせにより選定する。

(※) 売り現先取引

債券を将来のある時点で買い戻すことを条件に売る取引のこと。売る価格と買い戻す価格があらかじめ決定されている。売り現先によって、一定期間の債券の利子受取りを放棄する代わりに、まとまった額の資金調達をすることができる。

(2) 資金の保管・運用

ペイオフ対策を徹底するため、資金の保管は決済性預金を原則とするが、余裕資金の運用については、利子付き預金の相殺可能枠の範囲内で次の商品から選択する。なお、運用先は、原則として構成市町村内に本支店を有する金融機関とし、候補が複数ある場合は、見積り合わせにより選定する。

①期間1ヵ月以上の定期預金

②普通預金

③通知預金

④譲渡性預金

2 長期資金（期間 1 年超過）

（1）資金の調達

証書借入による定時償還方式を基本とする。ただし、証券発行や満期一括償還方式に合理性が認められる場合は、この限りではない。支払利息の低減と債務の早期償還を目的として、次のとおり原則を設ける。

①借入期間

5年償還を基本とする。ただし、施設整備に係る資金調達で総起債額が10億円を超える場合は、耐用年数以内で検討する。

②据置期間

原則として設けない。

③償還方式

選択可能な場合は、元金均等償還方式を選択する。

④金利方式

固定金利方式を原則とするが、金融機関が提示する変動金利方式との金利差が大きい場合は、シミュレーション結果により判断する。

⑤借入先

耐用年数が短い医療機器等に係る借入については銀行等資金、耐用年数が長い建物等に係る借入については政府資金（財政融資、地方公共団体金融機構）を原則とする。なお、銀行等資金の借入先については、原則として構成市町村内に本支店を有する金融機関に限る。

（2）資金の保管・運用

運用手段は、次の金融商品から選択する。取引先金融機関及び運用商品の決定は、複数の金融機関から提案を募り、審査の上決定する。なお、提案の依頼先は、長野県中南信に本支店を有する金融機関を原則とする。

①預金

利子付き預金の相殺可能枠の範囲内で、次の商品から選択する。

ア 定期預金

イ 普通預金

ウ 譲渡性預金

②有価証券

満期まで概ね20年以内の次の債券から選択する。

ア 日本国債

イ 日本政府機関債（政府保証債、財政投融资機関債）

ウ 地方公共団体金融機構債

エ 地方債

3 繰上償還と金融商品の保管及び運用の原則

(1) 繰上償還

繰上償還は、次の場合に行うことができることとする。

- ①借入先金融機関の破綻時に、預金と相殺する場合
- ②余裕資金により、金利負担軽減と負債の圧縮を図る場合
- ③低利な商品に借り換えを行う場合

(2) 金融商品の保管および運用

金融商品については、満期又は期限までの持ちきりを原則とするが、次の場合
に限り運用中の預金の解約又は債券等の売却を行うことができるものとする。

- ①資金の安全性を確保するために必要な場合
- ②流動性を確保するためやむを得ない場合
- ③収益性を向上させるため、商品の入れ替えを行う場合

4 債券運用の指針

(1) 債券運用の目的

将来の建替え等大規模事業に備え、50億円を目標に債券を取得する。利子については医業外収入として、病院事業の運営資金に充てる。

(2) 運用方針

債券運用のリスクを最大限抑制するため、リスクに慎重かつ安定的なリターン
を目指すパッシブ運用を原則とする。

(3) 取扱い手順等

①透明性の確保

取得、満期償還及び中途売却する場合は予算計上し、議会の議決を得る。貸
借対照表では、固定資産>投資>投資有価証券に計上し、保有有価証券の内訳
を決算書の決算付属書類の固定資産明細書に明記する。

【予算計を要しないで運用する場合の手続き】

売買目的保有有価証券（流動資産）扱いとした場合、予算計上の必要なく
売買が可能となる。この場合、議会への説明は、予定貸借対照表の注記に運
用上限額等を記載することにより対応する。

②事務処理等

ア 経過利息

取得に際して経過利息の支払いが必要となる場合は、取得金額に含めて
資産計上する。額面との差額については、オーバーパーによる取得と同様
に満期時に特別損失で処理する。

イ 債券を額面と異なる金額で取得した場合の取り扱い

(ア) オーバーパー（額面超過額）債券

取得金額で資産計上する。額面との差額は満期時に特別損失で処理す
る。

(イ) アンダーパー（額面未満額）債券

取得金額で資産計上する。額面との差額は満期時に特別利益で処理する。

【参考：仕訳と予算経理】

㊦ 債券購入（オーバーパー）

(仕訳)	(借方)	(貸方)
	投資有価証券 105	現金 105

(予算経理)

資本的支出＞投資＞投資有価証券 105

㊧ 債券購入（アンダーパー）

(仕訳)	(借方)	(貸方)
	投資有価証券 95	現金 95

(予算経理)

資本的支出＞投資＞投資有価証券 95

㊨ 債券売却（オーバーパー）

(仕訳)	(借方)	(貸方)
	現金 100	投資有価証券 105
	投資有価証券売却損 5	

(予算経理)

収益的支出＞特別損失＞投資有価証券売却損 5

資本的収入＞その他資本的収入 100

㊩ 債券売却（アンダーパー）

(仕訳)	(借方)	(貸方)
	現金 100	投資有価証券 95
		投資有価証券売却益 5

(予算経理)

収益的収入＞特別利益＞投資有価証券売却益 5

資本的収入＞その他資本的収入 95

III その他

当方針について、変更を行う必要が生じた場合は、資金管理担当課である経営企画課で内容を検討し、管理会議へ報告する。

(平成30年2月制定)